

令和2年2月28日

保護者様

新潟市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について（お知らせ）

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示され、このことを受けて文部科学省より臨時休業を行うよう通知がありました。

要請を踏まえ、本市においては、感染拡大防止の観点から、市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・幼稚園について全市一斉に臨時休業といたします。

保護者の皆様には趣旨をご理解いただき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止とお子様の静養にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休業とする期間について

- ・3月2日（月）から各学校で定めた春季休業の開始日までの間とします。
- ・春休み以降の措置については、国の方針や通知等を踏まえて検討し、学校を通じてお知らせします。

2 臨時休業中の生活について

- ・原則、自宅で過ごしていただきます。
- ・長期休業等を含め、放課後児童クラブ（ひまわりクラブ等）、放課後等デイサービスをご利用の方については放課後児童クラブ、放課後等デイサービスをご利用いただけます。
- ・放課後児童クラブを利用していない小学校1～3年生で、一人で自宅で過ごすことが困難な児童、幼稚園に在籍している園児は学校・園にて預かります。その場合、各学校・園へご連絡ください。預かり時間は通常の在校園時間となります。なお、給食の提供はありませんので、弁当等を持参してください。
- ・特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童生徒で、一人で自宅で過ごすことが困難な児童生徒は学校にて預かります。その場合、各学校へご連絡ください。預かり時間は通常の在校時間となります。なお、給食の提供はありませんので、弁当等を持参してください。
- ・スクールバスを利用している学校は、通常通りの時間で運行します。

3 卒業式について

- ・感染予防対策を講じ、時間の短縮・参加人数を最小限として実施します。

4 お子様の健康状態について

- ・臨時休業中は、朝晩の体温を測定し記録する等、お子様の健康状態を注意深く観察してください。
- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさや息苦しさがある場合等は、「帰国者・接触者相談センター」（新潟市 TEL025-212-8194）またはかかりつけ医に相談の上、受診してください。ただし、基礎疾患等のある人の場合は、より早期・適切な受診につなげてください。

（裏面へ）

- ・臨時休業中に新型コロナウイルス感染症にり患した場合は、すぐに学校へ電話連絡してください。

5 その他

- ・臨時休業は、感染の拡大を防ぐための措置であることから、一堂に会しての保護者説明会等は実施いたしません。また、今後の対応については、後日、学校の連絡メール、電話等を通じてお知らせします。